

諮 問 日：令和 8 年 3 月 3 日

事件番号：令和 7 審査請求第 4 号

事 件 名：令和 7 年度固定資産税賦課処分に対する審査請求

答 申 日：令和 8 年 7 月 7 日

答 申 書

第 1 当審査会の結論

審査請求人が令和 7 年 7 月 14 日付けで提起した、処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による令和 7 年度固定資産税賦課処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、棄却すべきとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が令和 7 年 1 月 1 日の賦課期日において、土地及び家屋を所有していたことから、審査請求人を固定資産税の納税義務者として、令和 7 年 4 月 10 日付け令和 7 年度固定資産税納税通知書（以下「本件納税通知書」という。）により、令和 7 年度固定資産税賦課処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 審査請求人は、本件納税通知書の記載内容に不服があるとして、本件処分の取消し及び正しい納税通知書の再発行を求め、本件審査請求を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- （1）本件納税通知書 2 頁の「固定資産税の賦課の根拠その他について」のうち、「1 賦課の根拠及び納期限の取扱い」には、「地方税法第 342 条、第 343 条及び第 359 条並びに青森市市税条例第 60 条の規定により」などと記載されているが、具体的な条文の内容が記載されていない。
- （2）また、「2 価格（評価額）について不服があるとき」においても、地方税法第 432 条の規定による旨が記載されているのみであり、具体的な条文の内容が記載されていない。
- （3）地方税法及び青森市市税条例を所持していない納税者にとっては、条名のみを記載されても、その内容を理解することができない。税金を課すに当たっては、その賦課の根拠を納税者に分かりやすく示すことが基本であり、具体的な条文内容を記載していない本件納税通知書は違法又は不当である。
- （4）本件納税通知書 2 頁の「4 審査の申出又は審査請求に当たって」の記載は、審査の申出又は審査請求をしようとする場合には、事前に資産税課に相談又は確認をすることが必須であるかのような印象を与えるものであり、不適切である。
- （5）本件納税通知書 2 頁の「5 期限までに完納しなかったとき」について、「財務大臣が告示する割合」の具体的な割合が記載されておらず、不備がある。

以上のことから、審査請求人は、本件納税通知書を取り消し、正しい納税通知書を再発行することを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和7年1月1日の賦課期日において土地及び家屋を所有していたことから、地方税法第343条及び青森市市税条例第60条の規定に基づき、固定資産税の納税義務者である。
- (2) 処分庁は、地方税法第13条及び第364条並びに青森市市税条例第77条の規定に基づき、本件納税通知書を発送したものである。
- (3) 納税通知書の記載事項については、地方税法第1条第1項第6号において、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書であると規定されている。
- (4) 本件納税通知書には、地方税法で定める記載事項を全て記載しており、賦課の根拠となる法令及び条例の規定についても明示していることから、本件処分には取り消すべき違法性又は不当性はない。

以上のことから、処分庁は、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

審理員意見書の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地方税法第1条第1項第6号において、納税通知書には、賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載することとされている。
- (2) 青森市市税条例第60条第1項において、固定資産税は、固定資産に対し、その所有者に課することが規定されている。
- (3) 地方税法第432条第1項において、固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができることとされている。
- (4) 納税通知書は、賦課額を確定し、納付を命令するものであることから、記載すべき事項を記載せず、又は誤って記載した場合には、その賦課が取り消されるべき処分となる場合があるとされている。
- (5) しかしながら、納税通知書において、賦課の根拠となる法令及び条例の条名並びに当該条項の内容の記載により、賦課の根拠が特定されていれば、記載すべき事項を記載せず、又は誤って記載したものとはいえない。
- (6) 本件納税通知書には、固定資産税の賦課の根拠として、地方税法及び青森市市税条例の該当条名が明示されており、賦課の根拠となる法令及び条例の規定が特定されていることから、地方税法が求める納税通知書の記載事項は満たされている。
- (7) 地方税法は、納税通知書において、賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定等を記載することを求めているが、当該法令又は条例の条文内容そのものを記載

することまでを義務付けているものではないと解される。

(8) 納税通知書の記載の分かりやすさや理解の容易性については、行政として可能な限り配慮すべき事項であるが、当該配慮の在り方と、法令上要求される記載義務の有無とは区別して判断すべきであり、本件において、直ちに法令上の記載義務違反があったと評価することはできない。

(9) 以上のことから、本件納税通知書に係る処分について、取り消すべき違法性又は不当性があるとは認められない。

第5 審査庁の見解

審理員意見書のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については、棄却すべきものとする。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和8年3月 3日 諮問書の受理

令和8年5月25日 調査審議

令和8年7月 1日 調査審議

第7 当審査会の判断の理由

1 本件における争点について

本件における主たる争点は、本件納税通知書において、固定資産税の賦課の根拠となる地方税法及び青森市市税条例の条名は記載されているものの、当該条文の具体的な内容そのものが記載されていないことをもって、地方税法上求められる納税通知書の記載事項を欠き、本件処分を取り消すべき違法又は不当があるといえるかである。

2 関係法令等の定め

- (1) 地方税法第1条第1項第6号において、納税通知書とは、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で、当該地方団体が作成するものをいうとされている。
- (2) 地方税法第342条第1項において、固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課することとされている。
- (3) 地方税法第343条第1項において、固定資産税は、固定資産の所有者に課することとされている。
- (4) 地方税法第359条において、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とすることとされている。
- (5) 地方税法第364条において、固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならないとされ、固定資産税を徴収しようとする場合における納税通知書及び課税明細書に関する事項が定められている。
- (6) 地方税法第432条第1項において、固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができることとされている。
- (7) 青森市市税条例第60条第1項において、固定資産税は、固定資産に対し、その所有者に課することとされている。

3 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 納税通知書に求められる賦課根拠の記載について

地方税法第1条第1項第6号は、納税通知書について、賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定等を記載した文書であることを求めている。

この点、同号は、納税通知書に「賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定」を記載することを求めているものの、同号の文言上、当該法律及び条例の条文内容を全文記載することまで求めているものとは認められず、少なくとも、同号から直ちにそのような義務を導くことはできない。したがって、納税通知書においては、賦課の根拠となる法律及び条例の条項が特定されていれば足りるものと解される。

(2) 本件納税通知書における賦課根拠等の記載について

本件納税通知書には、固定資産税の賦課の根拠として、地方税法第342条、第343条及び第359条並びに青森市市税条例第60条の規定による旨が記載されている。

また、これらの条項に加え、固定資産税が、本年1月1日現在、青森市内所在の固定資産の所有者に対して課されるものである旨も記載されており、固定資産税の課税客体、納税義務者及び賦課期日に関する制度内容の概要が示されている。

さらに、固定資産の価格に不服がある場合の手続についても、地方税法第432条の規定に基づき、通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、青森市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる旨が記載されている。

これらの記載により、本件納税通知書においては、賦課の根拠となる法令及び条例の条項が特定されているだけでなく、その内容の概要も示されているものと認められる。

(3) 条文内容の全文記載の要否について

審査請求人は、地方税法及び青森市市税条例を所持していない納税者にとって、条名のみでの記載では、賦課の根拠や制度の内容を理解することが困難であると主張する。

確かに、納税通知書は、納税者に対し、課税内容や不服申立ての方法等を知らせる重要な文書であることから、賦課の根拠、課税標準額、税率、税額、納期及び不服申立ての方法等について、納税者が理解しやすい記載となるよう努めることが望ましい。

もっとも、根拠となる法令及び条例の条文内容をそのまま全文記載した場合、かえって記載が長大かつ専門的となり、納税者にとって分かりにくいものとなることも考えられる。このため、納税通知書において、根拠となる条項を特定した上で、その概要を示すことには、納税者に対する説明方法として一定の合理性がある。

前記(1)のとおり、地方税法第1条第1項第6号から、納税通知書に条文内容を全文記載しなければならない義務を直ちに導くことはできない。また、前記(2)のとおり、本件納税通知書には、賦課の根拠となる法令及び条例の条項に加え、固定資産税が、本年1月1日現在、青森市内所在の固定資産の所有者に対して課されるものである旨も記載されており、賦課の根拠となる制度内容の概要も示されている。

したがって、本件納税通知書の記載が、地方税法上求められる納税通知書の記載事項を欠くものとは認められない。

(4) 賦課根拠に関する記載事項の充足について

したがって、本件納税通知書においては、賦課の根拠となる地方税法及び青森市市税条例の条項が特定され、その概要も示されていることから、地方税法が求める納税通知書の記載事項を欠いているものとは認められない。

(5) その他の記載事項について

また、本件納税通知書には、審査請求人の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に執られるべき措置並びに賦課に不服がある場合における救済の方法が記載されているものと認められる。

このことから、本件納税通知書が、地方税法上の納税通知書として必要な記載事項を欠いているものとは認められない。

(6) 小括

以上によれば、本件納税通知書においては、賦課の根拠となる法令及び条例の条文内容そのものが全文記載されているわけではないものの、当該法令及び条例の条項が特定されるとともに、その概要も示されていることから、地方税法上求められる納税通知書の記載事項を欠くものとは認められない。したがって、本件処分に取り消すべき違法又は不当があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 不服申立てに当たっての相談又は確認に関する記載について

審査請求人は、本件納税通知書2頁の「4 審査の申出又は審査請求に当たって」の記載について、事前に資産税課に相談又は確認をすることが必須であるかのような印象を与えるものであり、不適切であると主張する。

この点、審査の申出又は審査請求は、法令上定められた要件及び期間に従い行うことができるものであり、事前に担当課へ相談又は確認をすることが、その適法な申立ての要件となるものではない。

もっとも、本件納税通知書の当該記載は、納税者が不服申立てを行うに当たり、制度の内容や申立先等について確認することを促す趣旨の記載であると解される。仮に、その表現において、相談又は確認が必須であるかのような印象を与える余地があるとしても、そのことをもって、本件処分に取り消すべき違法又は不当があるとは認められない。

なお、処分庁においては、今後、当該記載について、審査の申出又は審査請求を行う権利の行使を妨げるものではないことが明確に伝わるよう、表現を検討することが望ましい。

(2) 延滞金に関する記載について

審査請求人は、本件納税通知書2頁の「5 納期限までに完納しなかったとき」について、「財務大臣が告示する割合」の具体的割合が記載されておらず、不備であると主張する。

この点、地方税法第1条第1項第6号は、納税通知書に、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置を記載することを求めているが、同号の文言から直ちに、延滞金の割合に関する算定要素の全てを具体的数値として記載しなければならない義務を導くことはできない。

本件納税通知書には、納期限までに完納しなかった場合の延滞金、督促及び滞納処分に関する措置が記載されていることから、当該記載が納税通知書として必要な記載事項を欠くものとはいえず、この点についても、本件処分に取り消すべき違法又は不当があるとは認められない。

なお、「財務大臣が告示する割合」は、延滞金を算定する際に必要となるものであるが、本件は固定資産税の賦課処分に係る審査請求であり、本件納税通知書において、当該割

合の具体的数値まで記載することが法令上必須であるとは認められない。

5 審理員の審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

6 結論

以上によれば、本件審査請求には理由がないと認められるので、第1記載のとおり判断する。

第8 付言

本件納税通知書の記載について、法令上必要な記載事項を欠くものとは認められないものの、納税通知書は、納税者が課税内容や不服申立ての方法等を確認する重要な文書である。

このため、処分庁においては、今後も、納税者にとってより分かりやすい記載となるよう、賦課の根拠、不服申立ての方法、延滞金に関する説明等について、引き続き留意されたい。

青森市行政不服審査会

会 長 小林 直樹

委 員 磯 裕一郎

委 員 蝦名 和美